

11年 金 課

(1) 厚生年金基金の指導監督等

① 制度の概要等

ア 概要

厚生年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて企業の事業主が母体企業とは別の法人格を持った公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給することにより、加入員の老後における生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度として、昭和41年11月に導入されました。

近畿厚生局では、厚生年金基金にかかる規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可、厚生労働大臣への提出書類の審査並びに公法人証明、印鑑証明などの業務を行っています。

イ 実績等

・厚生年金基金数（各年度末時点）

| | 単 独 | 連 合 | 総 合 | 基 金 総 数 |
|------|------|------|-------|---------|
| 23年度 | 2 基金 | 2 基金 | 81 基金 | 85 基金 |
| 24年度 | 2 基金 | 2 基金 | 78 基金 | 82 基金 |
| 25年度 | 1 基金 | 2 基金 | 71 基金 | 74 基金 |

・各申請書等の受付件数（各年度末時点）

| | 厚生労働大臣へ 提出する書類 | 規 約 変 更 認 可 申 請 書 等 | 規 約 変 更 届 出 書 等 | 公 法 人 証 明、 印 鑑 証 明 |
|------|-------------------|------------------------|--------------------|-----------------------|
| 23年度 | 1,592 件 | 198 件 | 858 件 | 73 件 |
| 24年度 | 2,119 件 | 336 件 | 766 件 | 35 件 |
| 25年度 | 2,195 件 | 161 件 | 707 件 | 64 件 |

② 代行返上（将来返上・過去返上）・解散

ア 概要

平成14年4月の法律改正により、厚生年金基金が国に代わって厚生年金の給付や運用を代行していた部分を、厚生労働省の認可に基づいて国に返上することができるようになりました。

なお、厚生年金基金から確定給付企業年金への移行又は解散に向けて、将来期間分の支給義務を停止することを将来返上といい、過去期間分を含む代行部分のすべてを国に返上し、確定給付企業年金へ移行することを過去返上といいます。

また、平成26年4月から「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）」が施行され、i)上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金への移行支援措置や、ii)平成23年8月10日から5年間の時限措置とされていた基金が解散する際に国に返還することとなる代行部分の金額（責任準備金相当額）

の減額や分割納付について、施行日(平成 26 年 4 月)から 5 年間の時限措置とともに、分割納付については事業所間の連帯債務を外したり、最長分割納付期間を 15 年から 30 年にするなど解散しやすい措置が講じされました。

イ 実績

- ・代行返上、解散件数

| | 将来返上認可 | 過去返上認可 | 解散認可 | 特例解散認可 |
|------|--------|--------|------|--------|
| 23年度 | 2 基金 | 6 基金 | 1 基金 | 0 基金 |
| 24年度 | 0 基金 | 0 基金 | 0 基金 | 3 基金 |
| 25年度 | 2 基金 | 1 基金 | 3 基金 | 4 基金 |

(3) 指導監督

ア 概要

指導監督にあたっては、厚生年金基金の事業運営の適否がそのまま加入員及び受給者等の権利に影響し、ひいては厚生年金保険制度全体にも影響を与えることから、事業運営の内容が円滑かつ適正に行われていることを確認するとともに財政の早期健全化を図るという観点から実地監査を重点的に実施しています。また、解散した厚生年金基金に対しても、清算事務が適正に行われているかを確認するため、財産目録等承認申請時において、実地監査を実施しています。

なお、平成 25 年度の実地監査は、基金運営の透明性を確保するため、

- ①経理面において不正、不適切な事務処理はないか、
- ②監事による適切な監査が行われているか、
- ③個人情報の適切な管理を行っているか、
- ④年金積立金等の資産運用が適切に行われているか、

について重点的に監査を行いました。また、実地監査の結果について、指導等を行った事項のうち、主なものを近畿厚生局ホームページへ掲載しました。

イ 実績

厚生年金基金に関する監査業務については、原則として所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

| | 実地監査 | 解散後実地監査 |
|------|-------|---------|
| 23年度 | 15 基金 | 2 基金 |
| 24年度 | 18 基金 | 1 基金 |
| 25年度 | 21 基金 | 2 基金 |

(2) 国民年金基金の指導監督等

① 制度の概要等

ア 概要

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受け都道府県ごと（地域型）や業種別（職域型）に公法人である国民年金基金を設立し、自営業者等の方々に老齢基礎

年金に上乗せする給付を支給する制度として、平成 3 年 4 月に導入されました。

近畿厚生局では、国民年金基金にかかる規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可、厚生労働大臣への提出書類の審査並びに公法人証明、印鑑証明などの業務を行っています。

イ 実績等

- ・国民年金基金数 (H26. 3. 31 現在) 7 基金 (地域型)
- ・各申請書等の受付件数

| | 厚生労働大臣へ 提出する書類 | 規約変更認可 申請書等 | 規約変更 届出書等 | 公法人証明、 印鑑証明 |
|------|-------------------|----------------|--------------|----------------|
| 23年度 | 49 件 | 0 件 | 15 件 | 0 件 |
| 24年度 | 58 件 | 2 件 | 24 件 | 0 件 |
| 25年度 | 64 件 | 6 件 | 0 件 | 8 件 |

② 指導監督

ア 概要

指導監督にあたっては、国民年金基金の自立の推進を図る観点から、制度の周知を図るための広報活動の実施状況、加入員確保事業の推進状況等を中心に実施しています。

イ 実績

国民年金基金に関する監査業務については、原則として所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

| | 実地監査 |
|------|------|
| 23年度 | 2 基金 |
| 24年度 | 2 基金 |
| 25年度 | 2 基金 |

(3) 確定拠出年金に関する業務

① 制度の概要等

ア 概要

確定拠出年金は、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることが出来るようにするための制度として平成 13 年 10 月に導入されました。厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独または共同して実施する「企業型」と、国民年金基金連合会が実施する「個人型」があります。

近畿厚生局では、「企業型」にかかる管内の事業主からの規約承認申請書、規約変更承認申請書及び規約変更届出書等の受理及び承認の業務を行っています。

イ 実績等（各年度末時点）

| | 規約承認総件数 | 新規承認件数(注) |
|------|---------|-----------|
| 23年度 | 688 件 | 94 件 |
| 24年度 | 694 件 | 18 件 |
| 25年度 | 721 件 | 33 件 |

(注)新規承認件数は、規約承認総件数の内数。

・各申請書等の受付件数

| | 規約承認申請書 | 規約変更承認 申請書等 | 規約変更 届出書等 |
|------|---------|----------------|--------------|
| 23年度 | 60 件 | 151 件 | 727 件 |
| 24年度 | 25 件 | 264 件 | 962 件 |
| 25年度 | 37 件 | 175 件 | 847 件 |

② 企業型確定拠出年金加入者の掛金拠出（マッチング拠出）

ア 概要

これまで、企業型が実施する確定拠出年金については、事業主のみが拠出し加入者の拠出は認められていませんでしたが、老後の所得確保に向けた自主的な努力を一層支援するため、事業主掛金と加入者掛金の合計が法令上の拠出限度額を超えてはならないことや、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないことなど、一定の条件のもと、平成 24 年 1 月から加入者の掛金拠出が可能となりました。

なお、拠出額は、所得控除の対象となります。

イ 実績等

| | 加入者掛金拠出に関する規約 (変更) を承認した件数 |
|------|-------------------------------|
| 23年度 | (注) 9 件 |
| 24年度 | 104 件 |
| 25年度 | 79 件 |

(注)当該制度は、平成 24 年 1 月から導入のため、平成 23 年度については、3 ヶ月間に承認した件数。

（4）確定給付企業年金の指導監督等

① 制度の概要等

ア 概要

確定給付企業年金は、厚生年金基金と異なり、国の厚生年金の代行を行わず、上乗せの年金給付のみを行う仕組みとして、平成 14 年 4 月に導入されました。こ

の制度には、労使合意の年金規約に基づき、事業主が信託会社、生命保険会社等と契約を結び、外部積立てにより年金資産を管理、運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理、運用し年金給付を行う「基金型」があります。

近畿厚生局では、事業主及び企業年金基金からの規約承認（認可）申請書、規約変更承認（認可）申請書及び規約変更届出書等の受理、承認及び認可、厚生労働大臣への提出書類の審査並びに公法人証明及び印鑑証明等の業務を行っています。

イ 実績等（各年度末時点）

| | 規約承認（規約型）及び認可（基金型）総件数 | 当年度中の新規規約承認及び新規認可件数（注1） |
|------|-----------------------|-------------------------|
| 23年度 | 2,992件 | 932件 |
| 24年度 | 2,921件 | (注2) 9件 |
| 25年度 | 2,860件 | 16件 |

（注1）当年度中の新規承認及び新規認可件数は、規約承認及び認可総件数の内数。

（注2）平成24年度以降、適格退職年金契約から確定給付企業年金への権利義務の承認申請がないことにより減少している。

・各申請書等の受付件数

| | 厚生労働大臣へ提出する書類 | 規約変更認可申請書等 | 規約変更届出書等 | 公法人証明、印鑑証明 |
|------|---------------|------------|-------------|------------|
| 23年度 | (注1) 643件 | 1,282件 | (注1) 2,572件 | 40件 |
| 24年度 | (注2) 331件 | (注2) 177件 | 3,473件 | 35件 |
| 25年度 | 360件 | 264件 | 4,000件 | 47件 |

（注1）平成23年度以降、事業及び決算に関する報告書は、規約変更届出書等に計上している。

（注2）平成24年度以降、適格退職年金契約から確定給付企業年金への新規認可申請がないことにより減少している。

② 指導監督

ア 概要

平成22年度から、確定給付企業年金を実施する事業主及び企業年金基金に対して、監査を始めました。監査は、まず書面により監査資料の提出を求め、確定給付企業年金の事業運営が法令及び規約に基づき適切に実施されているか検査を行い、必要に応じて実地による監査を行っています。

なお、実地監査の結果について、指導等を行った事項のうち、主なものを近畿厚生局ホームページへ掲載しました。

イ 実績

確定給付企業基金に関する監査業務については、原則として所定の周期で行つており、計画どおり実施しました。

| | 書面監査 | | 実地監査 | |
|------|-------|---------|------|--------|
| | (基金) | (事業主) | (基金) | (事業主) |
| 23年度 | 12 基金 | 52 事業主 | 5 基金 | 13 事業主 |
| 24年度 | 12 基金 | 85 事業主 | 2 基金 | 7 事業主 |
| 25年度 | 10 基金 | 119 事業主 | 1 基金 | 5 事業主 |